



平成26年5月9日

各 位

会 社 名 石塚硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 石塚 久継
コード番号 5204 (東証・名証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 明
電話番号 0587-37-2111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成26年6月18日開催予定の第79回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(定款第31条第2項及び第39条第2項)

なお、第31条第2項の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月18日
定款変更の効力発生日	平成26年6月18日

以上

【別紙】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第38条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以上